

1 開会

2 会議運営上の説明

- (1) 会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件
- (2) 会議の公開を行う件

3 議題

- (1) 「(仮称)京田辺市こども計画」素案について

事務局：〈資料3・資料4・資料5・資料6〉に基づき説明〉

まず、前回の会議までの流れを簡単に説明させていただく。「こども計画」については、令和5年度から策定作業に着手しており、令和5年度は計画策定に必要な情報を集めるため、各種アンケート調査を実施したところ。令和6年度は、その調査結果を分析し、市民ニーズを把握するとともに、こども・若者を対象にしたワークショップを開催し、こども・若者の意見を聴き、計画に反映させていくという取組を実施した。また、国の動向、こども基本法、こども大綱やこどもまんなか実行計画に記載の内容を勘案し、こども計画の骨子を検討し、前回会議で骨子案としてご説明させていただいた。前回会議では、委員のみなさまで、骨子案等について、ご議論いただき、貴重なご意見をいただいた。また、会議後、一週間の期間を設け、ご意見を募集したところ、3名の委員から7件のご意見をいただいた。

本日の会議では、資料3からご説明させていただく。こちらは、前回会議でご説明させていただいた骨子案等への意見とその対応(案)を示した資料。まず、整理番号1と2については、会議内でもご発言いただいたが、京都府で実施されている「妊娠・出産に関する啓発事業」を市でも継続して実施できるような体制づくりや、幅広い世代への性に関する教育や普及啓発「プレコンセプションケアの啓発」をご提案いただいたもの。これらについては、「妊娠・出産に関する啓発事業」に係る京都府の取組を参考とし、市の今後の取組を検討するとともに、「プレコンセプションケアの啓発」に関しては、素案に掲載する事業に追加させていただいた。

続いて、整理番号3については、地域のイベント等における同志社大学・同志社女子大学のサークルやボランティアの活動紹介や連絡先を市ホームページへ掲載してはどうかというというご提案。こちらについては、対応(案)に記載のように、これまでも市に問合せがあった場合は、同志社大学等のホームページをご紹介していたところであるが、周知について、改めて検討する。また、市ホームページでは同志社大学等だけではなく、市民活動団体を紹介しており、こちらの啓発についても、広く市民のみなさまに周知できるように改めて検討する。

続いて、整理番号4、通学・通園路の安全対策において、市内にある企業や

お店に協力依頼をしてはどうかというご提案については、現在の取組として、こども達の登下校時の見守りは、学校安全ボランティアのほか、市内の郵便局と協定を結んで見守り活動にご協力いただいているところであるが、今回委員にいただいたご意見も参考に引き続き体制の充実に努める。

続いて、整理番号5、せっかく充実した教育・保育を実施していても、市民のみなさまに伝わっていなければ意味がなくなってしまうので、「教育・保育内容の充実」に「発信」「周知」などをつけてほしいというご意見。こちらでも大事な点で、素案に反映するとともに、教育・保育に限らず、「情報発信の強化」を重点的な取組とし、後ほどご説明する、計画の第6章において計画の推進に当たっての考え方を記載する中で一項目、取り上げる。

続いて、整理番号6、教育において、学力だけでなく「非認知能力の育成」に取り組み、事業に入れるべきというご提案。この内容については、令和6年3月に策定した京田辺市の教育振興基本計画で基本施策のひとつに「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を掲げ、学校におけるすべての教育活動において、取り組む。

最後に整理番号7、地域子育て支援センター、児童館、等での相談と名前がつく前の段階での予防的な支援について、骨子案では、事業の例として、各種相談事業をあげていたが、委員のご意見の要旨であると思われる地域子育て支援拠点や児童館等の親子で立ち寄り、気軽に会話する中での交流や相談につながる居場所づくりに関しては、担当課としても力を入れて取り組んでいるので、素案に掲載する。

以上が、骨子案等にいただいた意見とその対応（案）で、ご意見を受けて取りまとめた素案が資料4となっている。すべてをご説明すると、長くなるため、お伝えしたいポイントに絞ってご説明する。

まずは、計画全体の構成について、目次に記載のようにこども計画では、第2期計画と大きく構成は変えずに、第1章から第6章の構成としている。

まず、第1章では、国の近年の動向、計画策定の背景・趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、策定過程についてまとめている。

計画期間は、令和7年度からの5年間とし、必要に応じて随時見直すこととしている。

また、策定過程には、令和5年度から実施してきたニーズ調査や、6月に開催したワークショップ、子ども・子育て会議による審議、後ほどご説明するパブリックコメントの実施などを記載している。

第2章は、こども・子育てを取り巻く現状と課題として京田辺市の状況や各種アンケート調査結果等からみえる現状や第2期計画の成果、こども計画に向けた課題をまとめた章となっている。内容については、前回ご説明させていただいた資料をもとに作成している。

第3章では、計画の基本理念、基本目標を定めている。

こちら、前回、骨子案でご説明した内容を計画の体裁に落とし込んだもので、前は、施策体系が「主な事業例」となっていたが、今回は「主な事業」としてあり、掲載しているものも一部変更しているが、前回同様に、ここではすべての事業を掲載しているということではなく、基本目標・施策の方向ごとの事業をイメージしていただけるよう例として「主な事業」をあげている。

第4章では、基本目標ごとの施策の展開を掲載している。こちらは、今回の素案で初めてお示しする内容で、基本目標ごとの重点事業と、基本目標ごと、ライフステージごとの実施事業・事業概要・主担当課を掲載している。

すべての事業をご説明すると時間を要するため、資料5の重点事業（案）により、重点事業のみご説明する。

まず、基本目標Ⅰ「こどもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり」において、(1) こどもの健康づくり支援では、ひとつめ、乳幼児期の健康診査事業のうち、1か月児及び5歳児の健康診査を新規事業として実施予定。また、前回会議でもご意見をいただいた「プレコンセプションケアの推進」についても、こちらに取り上げた。

続いて(2) 心身を健やかに育む環境の充実では、幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進、親の就業状況にかかわらない支援の充実（この内容は「こども誰でも通園制度」）、そして、市立幼稚園での弁当給食運営事業を取り上げた。

この後に、10月31日に実施した市内の会議であがった重点事業をひとつ追加させていただく予定である。内容は、こども・若者が市内企業への理解を深めたり、将来の職業選択の視野を広げるための取組「シゴトミライプロジェクト事業」を追加するもの。小学生対象の「シゴトニア☆京田辺」や市内の田辺高校との連携事業、大学生対象の企業の魅力発見ツアーなどの掲載を予定し、調整を進めている。

続いて(3) こどもの権利擁護の推進においては、こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、新規事業として、広報紙（ほっと京たなべ）でのこども・若者を含む市民記者による記事掲載を取り上げた。

続いて(4) こどもの虐待防止対策の推進においては、令和6年度に開設し、虐待の予防的対応を行うとともに、各家庭に応じた切れ目のない支援を提供する「こども家庭センターの体制強化」を取り上げた。

続いて(5) こどもの貧困対策では、生活や学習環境が整えにくいこどもを対象にした「こども生活・学習支援事業」を取り上げた。

(6) 多様な学びが実現できる居場所作りとして、乳幼児から青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所が提供できるよう改修を予定している大住児童館リニューアル事業を取り上げた。

2ページ目、基本目標Ⅱ「こどもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり」においては、(1) を前回の会議では「保護者」の健康づくりとしてい

たが、ここでは「親」になるための身体のメンテナンスというような事業を取り上げているため、「親」の健康づくり支援として整理した。

続いて（２）子育てに係る意識の啓発及び情報提供の充実においては、先ほどご説明した骨子案への意見でもあったように、「情報発信強化事業」を取り上げた。

また、子育てに係る情報提供体制の充実として、ベビープログラム、初めての赤ちゃんと母親が対象のBP1プログラム、と２人目以降のきょうだいと母親が対象のBP2プログラムを取り上げた。

３つめに、児童館、子育て支援拠点を「地域子育て相談機関」として位置づけ、こども家庭センターとの連携を強化する事業を取り上げた。

続いて（３）子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等での待機児童ゼロ事業、留守家庭児童会の充実を取り上げた。

続いて（４）特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実として、児童虐待を未然に防止するための事業であり、令和４年児童福祉法改正による新規３事業である「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」を取り上げた。

最後に３ページ、基本目標Ⅲこどもが安心して暮らし、育つことができる環境づくりにおいては、（１）地域における子育て支援の推進として、高齢者いきいきポイント事業に登録されている高齢者のボランティアを保育所等関連施設に派遣する事業を取り上げた。

また、（２）こどもと子育て家庭にやさしいまちづくりでは、「公園・街路樹のリ・デザイン」を取り上げた。これは、利活用されていない街区公園や老朽化・大木化している街路樹について、地域住民・こどもや子育て当事者の目線にたち、地域にふさわしい街区公園や街路樹に再整備するものである。

最後に、こどもから高齢者、障害者など、すべての方が緑や農にふれあいながら交流することを目的に整備している「京田辺クロスパーク”タナクロ”」での交流イベントの開催を取り上げた。

以上で、第４章の説明を終わり、続いて、資料４に戻っていただき、１３１ページからの第５章では、「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みとその確保方策について定めている。

子ども・子育て支援法第６１条及び第６２条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、５年を１期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとするとしている。第１章にも記載しているように本こども計画は「第３期子ども・子育て支援事業計画」を含んでいることから、第２期計画に引き続き、こちらに定めるものである。また、放課後児童対策に係る取組についても、同じ章で定めている。第２期計画では「新・放課後子ども総合プラン」であったが、このプランは終了しているため、新たに同内容で定められた「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組を定めている。

主なものを抜粋して説明する。

はじめに、ニーズ量（需要量の見込み）については、基本的には、今回の計画策定に当たり実施した「ニーズ調査」の結果から国の手引きに記載する方法で算出した数値を採用している。

しかしながら、本市のこれまでの事業の実績値との差が大きい場合などは、実績値をベースに算出しているものもある。

まず、132ページの「幼稚園、保育所、認定こども園」のニーズ量と提供量について、幼稚園枠へのニーズが前回調査と比べると下がっている一方で、保育所枠へのニーズが高まっている。令和7年度においては、ニーズ量1,694人が、提供量1,681人を上回り、マイナス13となっている。この不足分は、定員の弾力化運用や広域入所により、対応する予定であるが、令和7年度に策定を予定している第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画を策定する際には、最新の動向によりニーズ量・提供量をさらに精査して計画的に整備を進めてまいりたいと考えている。一旦は、第2期再編整備の予定は考慮していない数値で作成している。なお、第2期再編整備計画策定後、こども計画を見直す予定である。

続いて、133ページからの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策では、基本的にすべての項目において、ニーズ量に対しての提供量が確保できている状況である。

141ページからは、令和4年度児童福祉法改正による新規3事業について、今回の計画からこちらに掲載するもの。「子育て世帯訪問支援事業」については、生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施することで、家庭環境を整え、児童虐待防止を図る事業で、令和8年度以降の実施を予定している。

続いて「児童育成支援拠点事業」は、虐待リスクや不登校などの養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童が対象となる居場所となる拠点を開設し、活動の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業で、令和11年度までに実施を予定している。

3つめ、「親子関係形成支援事業」は、要支援・要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業で、すでに「前向き子育て講座」などを実施しており、これに当たるが、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、計画に掲載していくものである。

143ページからは、令和6年子ども・子育て支援法改正による新規3事業。まず、「妊婦等包括相談支援事業」は、出産・子育て応援交付金の支給と合わせて、妊婦等に対して面談やアンケートを実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業である。本市では、妊娠届出時の面談、妊娠8か月のアンケート調査、赤ちゃん訪問時の面談、産後6か月ア

ンケート、合計4回の面談等を実施している。2つめ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）であるが、こちらは、保育所等において、保育所に入所していない満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び・生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。令和8年度から受け入れ枠を整備できるよう準備を進める。

3つめ、「産後ケア事業」は、出産後、心身のケア等が必要な場合に医療機関での宿泊、助産師の家庭訪問による保健指導等を行い安心して子育てができるよう支援を行う事業。本市では、支援を必要としている全ての産婦に対し、助産師等専門職による早期のケアが提供できるよう、今後も引き続き支援を行う。

145ページの教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項、146ページの放課後児童対策パッケージに基づく取組については、記載のとおりである。

以上が、第5章の説明で、最後に、147ページからの第6章「計画の推進に当たって」の部分をご説明させていただく。前回計画では、第6章は「計画の進行管理」ということで、推進体制や市民・企業・関係機関との連携、国・府などとの連携といった項目をあげていたが、今回は、章のタイトルを「進行管理」から「推進にあたって」に変更し、こども計画を推進するに当たって、大切な考え方をスローガン風にまとめた。

まず第一に、こども施策を実施するには、「こども・若者の意見聴取」を取り入れていくことが重要であることから、一番目に「こども・若者の意見の聴取、反映に努めます」という項目をもってきた。一方的に事業を企画するのではなく、当事者である「こども・若者」の意見を取り入れるための手法を例としてあげ、その事業に適した手法で意見を取り入れていけるよう、全体として進めていく必要があるため、こちらに記載した。

次に148ページ、2番目、「情報発信」の強化、ICT化を進め、市民の利便性の向上を図ります」という項目をあげた。前回会議や、はじめにご説明した資料3の骨子案等へのご意見でも、「情報発信の強化や周知に関連するご意見をいただいていた。また、ニーズ調査や、ワークショップでのこども・若者の意見でも、同じ趣旨のご意見を多くいただいた。これまでは、周知とは、「ホームページで情報を発信」した、「学校を通じてチラシを配った」と、一方的な発信になっていた部分もあるかと思う。しかしながら、せっかく事業を実施していても、それが市民のみなさんに届き、伝わっていないければ、利用していただかずに、事業自体が意味をもたないものになってしまう、例えば、悩みがないから相談がないのか、それとも相談窓口自体を知らないのか、どこに課題があるのか、わからなくなってしまう。これは市民のみなさんにも、サービスを提供する側の市にとっても、メリットがなく非常にもったいないことなので、こども計画全体として、「情報発信」に力を入れることを記載した。また、ICT化により手続が便利になれば、双方の

負担が減ると考えられるので、こちらの内容も記載している。

3～5については、計画の推進体制として、前期計画から引き続き掲載した項目で、詳細の説明は省略させていただく。またご覧いただければと思う。以上が資料4、素案の説明。

今後のスケジュールについて、本日お配りした素案を、いただいた意見をもとに再調整し、資料6パブリックコメント実施要項にそって、市民のみなさまからの意見をいただくため、パブリックコメントを実施するが、本来であれば調整後の案については、会議等を開催し、委員のみなさまの了承を得ながら進めていくべきものとするが、スケジュールの都合上、事務局で調整し、会長にご報告するというかたちをとらせていただきたいと思います。

なお、「こども計画」ですので、「こども向けにも読みやすい・意見をだしやすいパブリックコメント」の工夫にも心がけるので、この点についても会長に報告し、進めたいと考えている。

その後、12月18日～1月17日までのパブリックコメント期間を経て、いただいたご意見の調整を1月下旬から2月中旬まで行い、次回（2月25日）の会議で、最終案をご確認いただき、3月に策定をしたいと考えている。以上。

会 長：かなりボリュームがあるものであるが、委員の方々のご意見も一応吸い上げていただき、事業計画を立てていただいた。もう少し、こういう風にした方がいいということがあれば、教えていただければと思う。また情報発信ということがかなり課題になっているようで、そのあたり、もう少しこういうふうにしたら届くのではないかと、ということがあれば、ぜひおっしゃっていただければと思う。市の方としても参考にしたいと思うので、何でもご意見いただければ。

委 員：資料4の141ページ、令和4年児童福祉法改正の新規3事業の（2）児童育成支援拠点事業について、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童が対象の居場所となる拠点を開設し、という部分について、今は児童相談所がこの役割を担っているのではないかと思うが、児童相談所であれば府の事業だと思うが、府と市が事業を分担しあうのか、府の事業が市においてくる形と考えるのか、どのようなイメージで今考えておられるのか教えていただきたい。

事務局：ご質問にお答えする。府からおりてくる児童相談所の事業というよりも、この児童育成支援拠点というのは、こどもたちが安全に過ごせる場所、学習の支援であったりとか、食事の提供であったりとか、居場所づくりというかたちになっているので、児童相談所がされている保護事業というのとはまた別の事業というかたちになっている。

会 長：他に質疑はないか。

委 員：昨日聞いた意見であるが、今、保育園にすごく人が増えて、お母さんたちは不安な状態で申し込みが始まっているところで、受け付けられなくてその思

いを聞いているときに、幼稚園に今3歳で行かせているお子さんがいて、これから働くので、幼稚園から保育園に変えなければならない。今は朝8時から夕方6時までのところを、朝が30分でも1時間でも早くなれば、そのまま保育園に行かずに済んでいるのにといい親のご意見が出て、私はちょっとその意見は全然思ったこともなかったの、すごくいい意見だなと思って今日言わしていただこうかなと思ってきた。それで、働けるお母さんとか、今すぐ働ける、求職できる、お子さんが幼稚園に行ってる間に仕事を探して働けるお母さんがかなり増えるのではないかという意見だったので、ここであげさせていただいた。幼稚園に行っても、みんな働けるし、ウィンウィンな状態となるのでは。給食もこれからできるということでもいいことばかりかなと思っている。

事務局：おっしゃるとおりの部分があるかと思う。本市の場合、保育所・幼稚園両方の施設がある中で、保育所はもう定員を超えていっぱいになっている一方で、幼稚園は定員割れを起こしている施設が多い。同じ就学前施設なのにそんなアンバランスな状態でいいのかということと、こどもも、その保育していく環境を整えていく上でもよいことではないというのはもちろん思っている。働いておられる方がこれからも増えていくことを思えば、預かる時間を増やしていくというのは、もちろん方向性としてはそうなるのだろうというふうに思う。我々も、やはりそのあたりは今後の課題、今の課題とも思うが、ただやはり時間を延ばすっていうことは、それに対応する人も手当をしていかなければならないというのが、マストな問題になってきている。保育所の勤務の状況でも、なかなか専門職が集まらないという状況が多い中で、今8時から開いている幼稚園が、保育所と同様に7時から開かないか、あるいは夕方幼稚園は6時で終わっているが、保育所同様に7時まで延長できないかと我々としても時間は合わせていきたいなというふうには思う。現状、保育所の方でも朝7時から勤務していただく方を見つけようと思うと非常に見つかりにくいという状況で夕方と同じ状況である。ここが解決できる見通しが立っていったら、幼稚園の方でもそこに充てられる人も確保できていくかなと思うし、こどもを預かる時間が延びれば保護者の選択はもちろん増えていくということもあるので、なかなか今日明日にすぐ解決できる問題ではないが、潜在保育士の掘り起こしも含めてやりつつ、時間帯に来てもらえる人をどうやって確保していくかということは、職員課と連携しながら努めていきたいなというふうに考えている。

会 長：なかなか、人の配置というのが一番難しく、受け入れ施設があってもやっぱり時間の問題というのがあるので、例えば今保育所の方では朝のアルバイトとか非常勤で募集というのはあると思うので、幼稚園の方でも、朝の1時間とか2時間のアルバイトというか非常勤というのが可能であれば、そのあたりができるのかなと思うが、やはり資格を持っている方がいないということはあると思う。でも幼稚園の資格だけでも幼稚園で働けるわけで、そういった募集の仕方っていうのを考えられるのはいかがか。

事務局：特に朝の部分はそう思う。夕方は、保育所が午後7時まで成り立っているのは、もちろんそういう制度設計になっている部分もあるが、シフト勤務で、

正規の職員を必ずその時間帯においてもいるというところで、働いておられる方も安心して働けるという担保がある。これを幼稚園でも実現しようとする、現状、幼稚園は5時で終わり、シフト勤務もしてないと7時まで伸ばすということになると、もう必ずその職員がシフトを組んでいってということになる。今こどもさんを預かっている状況が、特に今3歳以上のクラスで預かっている、担任はそれぞれ1人ずつ配置ということになっている。シフトを組んでいくと、遅出の人もいれば、普通の出勤の人もいる、まして入り混じってくる中で、遅出の場合だと、朝こどもが来ている段階で担任がまだ来ていないとか、そうすると代わりの人を充てないといけないとか、そういう運用の方法を幼稚園の方でも検討していかないといけない。なお、ますます人がいるというふうなことになるので、ここも早期に解決していくのは、なかなかしんどいところではあるが、結局人を確保できて初めて成り立つ事業というところもあるので、ここもそういうシフト勤務をしていけるかというのは現場あるいは労働組合とかいろんな関係部署があるので、そこと整理をしつつ協議をしつつ、どこが実現可能なかというところを検討していく話になるというふうに思っている。

会 長：できるところからやるというのと、あとやはり京田辺市でも保育者の新規採用というのがかなり苦労しているかと思うが、例えば次の4月からの新規採用というのはもう満たされているというふうに考えてもいいのか、それとも第二次募集をしてでも一生懸命確保するというところか。

事務局：直接我々の方で採用に関わっている話ではないので、詳細の把握はしていないが、来年4月に来てもらう職員も一定数確保しているというふうには聞いている。ただ、それが現場に配属されて、潤沢な人材かどうかというところは毎年の採用状況を見ていると、どうかという部分は思うところがあるので、正規職員でこだわりたい部分はあるが、一方で、一定数、やはり数の対応もしていかなければならない部分はどうしてもあるので、正規職員を重きに置きつつ、会計年度任用職員の方であるとか、派遣職員の方であるとかいろんな雇用形態の方にご支援いただきつつ、現場の円滑な運営に、こどもの事故がないように、保育の質が落ちないように、運営に努めていきたいなというふうには考えている。

会 長：ぜひ、人の問題を解決していただいて、やはり働きたいというお母さんたちが働けるように、こどもたちも安全安心なかたちで保育を受けられるところを目指すというところで、早期にというのは難しいが、やはり知恵を絞って、資格を持っている方の掘り起こしということも含めて、やっていくっていうのも一つかなと思う。

委 員：私も今、実際に来年度、再来年度に向けて採用の活動はずっと行っているが、やはり、保育者になられる人数が少なくなっているのも本当にこの近年すごく感じている。採用活動をする中でも、実際に当園で働いている従業員の職員の方々も、子育て世代真っ只中の職員の先生たちが頑張ってくださっている。働く時間を少し短くしてほしいということの希望が年々増えていって、実際に家庭環境であったりとか、うちは近隣の市町村からもたくさん出

勤してくださっているが、自分たちのお子さんをその市の保育園に預けてから、この京田辺市に来て働かなければいけないという現状で、やはり少ししんどいので、もう辞めるか続けるかという選択肢になっておられる。園としては辞めてほしくないが、やはりその方がいらっしゃらないと受け入れさせていただく人数が減っていつてしまっているということが正直現場では起こっている。できるだけ受け入れをさせていただきたいという気持ちと、実際に働いている職員さんの声を聞いていると難しいなというのが本当に日々感じているので、うちの園だけでなく、近隣の民間園さんとも話をしていると、やはりどこも人材不足であったり、自分たちのその子育て世代真っ只中の職員さんがいるので、やはりこの時間等々、本当に早朝延長保育ができるだけ、監査とかにもよく来ていただいている、実際に有資格者がいなければいけないという人数が必ずできるだけ超えるようにとしているが、なかなか思うように働けない保育者もたくさんいるということはお理解いただけると大変ありがたいなと、そこはもう公立園さんも皆さんもそうだと思うのですが、そこをお理解いただけると大変ありがたいなと思う。

会 長：本当に、冒頭の方でも申し上げたように、担い手となる保育者や教員にも、労働条件があり、そのあたりは難しいところ。本当に、保育所としてはもういっぱいではないかと感じるところがあるので、そのバランスが難しいというところだが、やはり人の問題、人をどれだけ雇用できるかというところにもなってくるので、その辺りの掘り起こしというのを市の方としても継続して努力していただきたいなと思う。

委 員：先生方の人手不足というのは、すごく深刻というのは、大変なのだろうなということはお重々承知の上で、先ほど委員がおっしゃったことを私も同じことをちょうど聞いたことがあって、もしかしたら同じ方から聞いたかもしれないが、朝だけ、朝がどうしても間に合わないからということ、幼稚園がすごく良くて気に入っているの、上の子はそのまま、できれば幼稚園に通わせたいが30分、15分でもいいから前倒しをしてくれたら、そのままこの園に居続けられるけれども、8時からでも何とかやりくりしてそのまま通わせられたらいいなとその方はおっしゃっていた。15分とかであればもしかしたら行けたりしないのかなというふうに思うがどうか。その方は、朝だけが大変とおっしゃっていた。

会 長：朝だけ、15分ということであれば、ファミリーサポートセンターを利用されるという方法はいかがか。ファミリーサポートセンターは料金がかかるが。

委 員：他の件で言おうと思っていたが、ファミリーサポートセンターは少しでも料金がかかる。今のところ多分一時間700円で、30分単位の利用などは設定がないと思うので、少し使っただけでも700円かかる。また、働く方も、約700円で働くより、最低賃金をもっとあがっているの、そちらで働きたいという人が増えてきている。使う方からしても、やっぱり1回ちょっと使うだけでも700円、毎日となると大きな問題になってくる。今、産後にポイントが5万円分もらえる制度があるが、前は現金だっ

たが、今は残念ながらポイントになっていて、それもきっとこどものために使いなさいということなのかなというように感じているが、育児のそういう託児とかそういうものに使えていくといいのかなと思う。ファミサポに使うとか、シングル家庭でいろんな制度がある中でファミリーサポートセンターの支援がないので、そういうところに使えると1回でも2回でも楽になるかなと思うので、ポイント制をそういういろんな託児に使えるようにしていったらどうかというふうに思っていた。

会 長：実現可能なように感じるが、市の方としては。

事務局：妊娠、出産されたときの5万円分のポイントについて、現在は、現金ではなく、カタログ掲載のものにポイントを使っていただくことになっている。現状では、カタログにファミリーサポートセンターがないため使えないが、国の方からの通知で、来年度からは現金に戻る予定となっている。

事務局：補足する。貴重なご意見なので、現在のポイント制が続くのであれば、ファミリーサポートセンターに使えるポイントの導入なども検討していくべきと考えるが、来年度から現金に戻るため、対応の予定はない。将来的に別の事業として検討する。また、現金を子育てに有効に使う方法として添えることはできると思う。

会 長：うまくファミリーサポートセンターを使っていただくというようなことを情報として提供していくということも必要かなというふうに思う。京田辺市はわりと提供量があるので、本当にそういった意味でファミリーサポートセンターを有効に使っていただければと思う。

委 員：資料5の1枚目の4番（3）のこどもの虐待防止対策推進について、京田辺市がどのような取組を実施されているのか、教えていただきたい。

事務局：こどもの虐待防止事業について、例えば、ちょうどこの11月がこどもの虐待防止月間となっている。昨日で終わってしまったが、大型の商業施設の中で、PRをしたり、各鉄道会社のターミナルでのぼり旗を立てたり、職員は、このようなオレンジリボンというような羽のマークをつけたり、あと商業施設で動画配信をさせていただいた。他には、家庭児童相談室では、こども家庭センターというのでできているのでそちらの方の中で虐待が発生しないように児童相談所等と調整・連携をとった上で虐待が起きないような体制をとっている。

委 員：PRはされているというふうに思うが、例えば、講師をお招きしてのセミナーを開催する、PTAの講演会で話をする、といったお考えはないか。

事務局：子育て講演会を11月22日に中央公民館で市民の方向けにさせていただく。定員があるので、入れない場合もある。他には、こちらも定期的にさせていただいている「前向き子育て講座」というなかで児童虐待を防止するためのセミナー等も開催させていただいている。

委 員：少し話が戻るが、先ほどの子育てされている方の幼稚園の開設時間の問題について、でていた話は、より保育の時間を延ばすという議論であった。

私ども、病院をやっている、例えば夜診をやるという提案がでた場合、さらに労働時間が延長になるため、先ほど話が出たように、子育てしながら働いている職員が働かなければならないとなると、職員確保の問題は非常に難しい。一方で、私は医療の世界だけで生きてきたので、企業側の方とか政財界と全く繋がらないので少し伺いたいたいところもあるが、企業が子育てされているご家庭に合わせてフレックスに働けるような環境を作る土壌があるのか、大きい企業だったらあるのかもしれないが、その辺の議論がかなり欠落しているような気がしている。京田辺の大きめの企業や、あるいは京都府でもいいが、もしご存知だったら、そういうのは議論の土壌はどうなっているのか、もしわかれば伺いたいと思う。

事務局：確かにフレックスの導入というのは各企業で進んでいるところもあるとは聞いている。大企業は一部になるので、多数を占める中小企業に制度が浸透しているかというところ、結局我々が人の確保が難しいのと同じように企業も人が少ないので、フレックスを導入しようとしても、結局それに必要な人が足りないというような構造はおそらく同じというふうに思う。国は、働き方改革など、いろいろな形で労働人口が減っていく中で、いかにその働きやすい職場あるいは労働環境を構築していくかというのは国の課題でもある。もちろん一つの対策としてフレックスがあるかなと思う。だから、国としてはおそらくこれからも推進していくことには変わりがないのかなというふうには思っている。ただ、日本全体の人口がずっと減っていきながら労働者の生産人口が減っていくという環境の中で、それを実現しようとする、人を確保しないと無理という矛盾するような状況にどうしても陥ってしまうので、だからその解決策がどうするかというのは多分どこにも明確に示しておらず、我々もどうしていけばいいのか悩んでいるところ。養成校に通っておられる学生さんは普通におられるが、結局、資格をもっても一般企業が良くて普通が多いということを考えれば、その保育の環境より、その一般企業に勤める方から、自分のそのキャリアとか将来を見通したときに有益なというふうな判断をされるからおそらく一般企業の選択に流れていっている部分もあるのかなというふうに思う。我々としてはとりあえず確保していくために、自分らのその職場の環境が、10年20年、その先を見通して、もう長く続けて働いてもいいかなというふうな環境作りに、とりあえず目の前の対策として、取っていかなければならないというふうに思う。国の動向などについては、これから順次情報発信をされていくのかなというふうには思う。

会長：大学生の就活などを見ていると、大企業の中ではフレックスタイム制も導入されているようではある。京田辺市でも市内企業への理解を高めるための大学生の企業のツアーといった取組をするのであれば、やはりそこも含めて京田辺市の中でも少しフレックスタイム制が整うと雇用ができる、といったところをリンクしていくといいのではと思う。なかなか全体的に人手不足ということであるが、企業も巻き込んで京田辺市を盛り上げていこうということであれば、やはりその辺りの理解というのは、少しずつでも

進めていくということは必要かと思う。

委員：先ほど、こどもの居場所作りということで話があったが、南部には、新しく南部まちづくりセンターができて、こどもさんが自由に行って宿題を教えてもらえたりといった場所がある。今度、大住児童館がリニューアルされるということで、乳幼児期から青年期まで、十分に使えるというふうによりリニューアルしてくださるってということでとても期待はしている。ただ北部にいて、なかなか大住児童館まで足を運べないこどもたちもいるので、できれば北部の方にもそういう場所があったらいいなというのが、若いお母さんたちからもよくお聞きする。そういうことを実現していただけたらいいと思い提案させていただくので、何とか北部の方にも作っていただけたらなと思っている。

会長：市の方としての計画などは。

事務局：先ほどの児童育成拠点事業の件だと思うが、まだ詳細は決まっておらず、今後近隣の自治体の状況も研究しながら、場所も含めて検討していきたい。

委員：私も北部に住んでいるので、自分でもこどもの居場所などの取組をしたいと思い、夏休みもいろいろやってみようと思ったが、場所が問題で、自治会の公民館などもやろうとしたが、ちょっといろいろあり、公民館での実施はできなかった。いろいろこういうふうに使ってほしいという場所があるといいなと思う。やりたいってお母さんたちは、たくさんいるかなというふうに感じる。

会長：公民館は使えなかったのか。

委員：いろんなお声があったので、ちょっと諦めて別の場所でやらせていただいた。

会長：他に意見は。

委員：骨子案の意見を出させていただいて、いろいろ反映いただいてありがたいと思う。その中で、非認知能力というところも私が意見を出させていただいたが、今後の取り組みについてということで、素案の100ページにある一番上の施策の方向に心身を健やかに育む環境の充実、3行目の後ろの方から始まる「目標に向かって頑張る集中力や忍耐力、他人とうまく関わるための協調性や理解力、感情をコントロールする自制心等の人間として生きていく力」というところが、まさに非認知能力に当てはまるのかなと思いつながりながら読ませてもらっていた。おそらく、どこの就学前施設でも取り組んでおられるし、学校でやられていることも非常に重要だが、より幼児期、乳幼児期に伸びる力なのかなという認識があるので、私は公立幼稚園しかわからないが、公立幼稚園でもしっかりやられているというところをすごく感じるので、そういうところのやっぱり発信をしていただけたら嬉しいと思う。

会長：本当に京田辺市の就学前教育はきちっとされているので、そこの素晴らし

さというのを発信していくということが必要かなと思う。それについては今後とも、ぜひ宣伝していただければと思う。他には。

委員：ちょっと細かいことになるが、お弁当が決まってまたこれもお母さんから出た意見で、決まっただけでどんなものが出るのかとか、あと、金額はどうなるのかとか全く説明がないそうなので、それは今後、説明される予定はあるか。

事務局：幼稚園の弁当給食のことかなと思うが、来月にちょっと予定より少し遅れているが、来月に業者の選定のためのプロポーザルを開く。そこで、業者を選定して行って、導入を進めていく。現時点では、詳細を情報発信できないので、とどまっているが、提案を受けて進めていくこととなる。どの程度負担していただくかということも、今ずっと検討している最中で、そういったどれくらい負担していただけるのかどうかも含めて、来年度の当初予算の方に反映されていくことになる。当初予算の編成が佳境を迎えている状況なので、そこで精査をしつつ、決まっていくこともあるので、それを順に保護者の皆さん、各施設に通っている保護者の皆さんに情報発信するという形では考えており、決まり次第お知らせをさせていただきたいというふうに思う。

委員：その一報があるといいかなと思う。それが無いからお母さんは不安になるのでは、いついつまでに決まるのがわかればそれを決まっていなくても決まっていなくて不安だろうから、この時期に決まりますとかいう形で言っていた方が多分不満がなくなるかなと思う。

会長：今決めている途中、いつ頃になる予定、などの情報も必要かなと思う。ご検討いただければ。他にご意見は。

「なし」

会長：続いて、議事（２） 「その他」の件について、委員のみなさま・事務局からの協議事項は。

委員：これもお母さんからの意見だが、今保育園の申し込みが始まっていて、お母さんは例えばこどもが１人だけで申し込まれる方、あと２人もこどもがいて申し込まれる方いろんな方がいて、それも風邪をひかさないように、この日に申し込まなければならぬからといってすごく気を遣ってこられて、たくさん待たなきゃいけない。その状況で不備があつて返されるということもすごく増えてきている。申し込みが進まなかったときにすごくショックを受けて帰られたが、せめてお昼の間１人でも２人でもいいので、続けて受付ができる状態を作っていただけたりとかはできないかなという意見と、不備があつた場合は、また列に並び直しになったりするので、１回説明を聞いた方は、こちらでとかいう何か工夫とかされたらどうかという意見が出ていました。そのお母さんは少し細かいことまで会社で書いてもらわなければならない状況が出てきていて、本当にそれが必要なのかどうかというところがちょっと疑問に思われていたので、そのあたりの精査など、毎年されているとは思いますが、他市の状況も踏まえながら、もう少し

簡素化してもらえたらいいのかなというふうにご要望として申し上げたいと思う。

事務局：書類不備で今日の受付はできないという方は現実に毎年でている。ただ、その前月に願書の配付をする際に、窓口で取りに来られた方に書類を渡しているだけではなく、丁寧に説明をしている。説明をしないと、書類不備がたくさんでてしまうのは予想されるので、特に、本市の場合は毎年のようにその申請者の数が増えていくことを思えば、いかに最初の段階できっちり正しく理解できるように願書を渡せるよう説明をしている。受付で書類がきっちり書かれているかどうか、整っているかきっちり確認をしているのと同じぐらいの熱量で、書類配付時に説明をしている。だから我々としては、これだけ細かく説明をさせてもらっているのに理解をしていただけているだろうというふうに思っている。昼休みについてはシフトの問題もあり、それは今後の課題かなと思う。書類の多さについてはそういう制度設計をしている国の問題ということもあり、そこをいかに簡素化した状態にできるかというところかなと思う。ICTの活用やDXを進めるということも、今全庁的に進めている。それは京田辺市だけではなくて、全国どこの自治体も保育のDX化というのを進めており、今、紙で申請をしている状況を、いかにそのオンラインで並ばなくてもできるというようなことに取り組んでいくというのを今後の市の課題として、位置づけている。ただ、保育の場合はどうしても保育を必要とする要件があるように、その要件ごとに整える書類が変わってくるというようなこともあり、一律にその申請書だけオンラインで送れば済むということではないので、そこをうまく環境整備した上で、DXを取り込んでオンラインでやり取りができる、申請ができるという環境をいかに構築しているかというのは、今課題を抽出しながら、どういう環境整備ができるかというのを、一気に進めていくとちょっと危ないので年数をかけていって、そこは整理をしていきたいなというふうには考えている。申請の手間のところはもう、もうあと何年間とかの経過を見ていただきたいと思っている。

委員：少し伝わっていない部分があったので、補足で言うと、会社で書いてもらう就業証明書の一部のところには何か細かく何か書かなければならない部分があって、それが抜けている人が、私が聞いた中では多かったのも、それを会社に言うときすごく怒られたらしい。そんな個人対応はできないと言われて、お母さんがすごく傷ついていたのでというお話は伺っていた。そのあたりの内容も、そこまで書かなければならないのかというところの部分も考えて、ここは必要ないかなというところは落としてもらってもいいのかなというふうに思った。

事務局：就労証明書を基本的にお願しているのは、基本的には国がフォーマットを作っているという部分があるので、基本的にはそのあたりの様式に沿っている部分はある。ただ、調整をしていく過程で、やはりポイント評価をしている関係で、同じ点数で並ばれる方がよく出てくる。そのときに差を設けていくかっていうところは非常に重要なところで、なおかつ、そこに恣意的なこちらの考えが及ばないように客観的に判断できるように細かい

情報を求めることはどうしても出てくる。我々も適正に保育をしていく、公平に入所に繋げていくという意味ではやはり一定ゆずれない部分もあるかなと思う。ただ先ほどのDXもそうだが、手続が簡素化の方に向かっていく流れはその通りなので簡素化の流れの中で今まで求めていた情報がもう必要ないというようなところで、整理をされていって取捨選択されていて、残った情報が今までこんな情報だけでいけるという時代はいずれ来るかなというふうには思う。今は、その過渡期で、利用者の方に一定ご不便をおかけしている部分はあるかと思うが、何卒、適正な入所調整をしていくためのツールに必要ということで、ぜひともご理解いただければなというふうに思う。

会長：なかなか難しい状態だが、少しでも前に進めるように制度改正をしていただいてDX化を進めていただきたい。他には。

「なし」

それでは全ての議事が終わったので進行を事務局にお返しする。

4 閉会

次回、第4回の会議の日程は、2月25日火曜日の午前中を予定していること、今年度の会議につきましては現在のところ、第5回会議を3月頃に予定していることをお伝えし、予定していた日程を終え、会議を閉会。